

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例案について

〔制定の趣旨、必要性等〕

高志リハビリテーション病院、高志学園、高志通園センターを再編整理し、医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に定める障害児入所施設及び児童発達支援センターを一体的に整備した施設を設置するもの。

〔条例案の内容〕

1 趣旨

この条例は、富山県リハビリテーション病院・こども支援センター（以下「リハビリ病院・こどもセンター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 設置

障害者、法第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）、高齢者等（以下「障害者等」という。）に高度の専門的なリハビリテーション医療を提供するとともに、障害児に相談、指導、訓練その他の支援を行うことにより、障害者等の社会復帰及び健全な発達を促進し、もって障害者等の福祉の増進を図る。

3 リハビリ病院・こどもセンターが行う業務

- (1) 医療法に規定する病院としての機能
- (2) 法に規定する医療型障害児入所施設としての機能
- (3) 法に規定する児童発達支援センターとしての機能
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定するサービス事業所としての機能
- (5) その他リハビリ病院・こどもセンターの設置の目的を達成するために必要な業務

4 リハビリ病院・こどもセンターの管理

指定管理者にリハビリ病院・こどもセンターの管理を行わせるものとする。

5 休業日

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の休日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

6 診療受付時間等

- (1) リハビリ病院・こどもセンターの診療の受付時間は、午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時まで
- (2) リハビリ病院・こどもセンターの利用時間は、午前8時30分から午後5時まで

○改正が必要な条例（附則で改正）

- (1) 富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第1号）
- (2) 富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）

○廃止する条例（附則で廃止）

- (1) 富山県立高志学園条例（昭和39年富山県条例第27号）
- (2) 富山県高志リハビリテーション病院条例（昭和59年富山県条例第26号）
- (3) 富山県高志通園センター条例（昭和59年富山県条例第27号）